

## 平成 25 年度新潟市防災会議 会議録

開催日時	平成 25 年 12 月 25 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで
会場	市役所本館 6 階 講堂
出席者	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">委 員</div> 別紙「新潟市防災会議委員名簿」のとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事務局</div> 新潟市危機管理防災局防災課
議事等	<p>1 開会            （事務局：岡本副主査）</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から「平成 25 年度新潟市防災会議」を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます、新潟市危機管理防災局防災課の岡本と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は、取材のため報道機関のカメラ撮影がはいつています。事前にご承知おきください。また、配布資料は、次第の下の方に記載のとおり、11 種類ございます。時間の都合上、読み上げによる一つひとつの確認は割愛させていただきます。不足がありましたら、職員がお持ちしますので、挙手をお願いします。次に、委員の皆様の出席状況ですが、66 名のうち、代理出席を含め、60 名の皆様にご出席です。詳細につきましては、資料 2 枚目の新潟市防災会議委員名簿をご覧ください。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、新潟市防災会議会長の篠田新潟市長より、ご挨拶申し上げます。</p> <p>2 挨拶            （会長：篠田市長）</p> <p>本日は、年末の大変お忙しいとき、皆様からお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から新潟市民の安心・安全のために、各方面でご尽力をいただき、御礼申し上げます。</p> <p>3・11 大震災からやがて 3 年ということになりますが、未だ大変な状況が続いています。新潟市内にも避難されている方が、1,900 人以上いらっしゃるという状況にあります。</p> <p>新潟でいえば、来年は新潟の大地震から 50 年という節目の年になります。そういう中で、我々は市民の防災意識をさらに高めつつ、今新潟で地震が起きたらどうなるのか。また、津波の想定については、新潟県が作業をしておりますので、これらをしっかりと防災計画に盛り込んでいく必要があると思っています。</p> <p>足元の安全を固めながら、一方では太平洋側、例えば「首都直下型」や「南海トラフ」といった大災害を想定せざるを得ない状況に入っていますので、我々は「防災・救援首都」を新潟に作っていくということで、太平洋側に大被害が発生した場合は、本州日本海側のセンターにある新潟市の役割というもの非常に大きいということを意識しながら、「国土強靱化」に新潟から対応していきたいと思っています。</p> <p>今日の議題になりますが、地域防災計画の見直しがメインになります。これまでの大災</p>

害を教訓として、地震、風水害、津波、原子力など、さまざまな視点からの改善策を反映させるべく大幅な修正を行っています。また、関係機関の皆様からは、防災への取り組みをご紹介いただくということも、今回初めて取り入れさせていただきました。盛りだくさんな内容となりますが、委員の皆様には、積極的なご討議をいただきまして、意義の深い、また新潟の安心・安全度を上げる会議にしていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

### 3 議事 (1)審議事項 ①新潟市地域防災計画の修正について

(事務局：岡本副主査)

ありがとうございました。ただいまから議事に入ります。議長につきましては、「新潟市防災会議運営規程」第4条の規定により、防災会議の会長である新潟市長から務めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

(会長：篠田市長)

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日の議事は、(1)審議事項として、「新潟市地域防災計画の修正について」、及び(2)報告事項として、「防災対策の充実・強化への取組み」と「新潟地震50周年事業について」であります。はじめに「新潟市地域防災計画の修正について」事務局から説明してください。

(事務局：上村防災課長)

事務局を務めさせていただく危機管理防災局防災課長の上村と申します。よろしくお願いいたします。

資料1「見直しの概要」をご覧ください。このたびの見直しは、左側のピンクの列に記載した7つの視点をもって、見直しを行います。7つの視点は、これまでの震災から得た教訓や、浮き彫りになったさまざまな課題について、その改善策を講じ、計画に反映させるべく、修正案として取りまとめたものです。

修正案については、市津波対策専門会議や、女性の視点を取り入れるためのワーキンググループによる、個別・専門的な検討を行ったうえで、当防災会議の幹事会でご確認をいただき、8区の自治協議会への説明、パブリックコメントといったプロセスを経ていきます。

修正案の詳しい内容は、資料2「具体的な取組み」として、まとめていますので、こちらの資料をご覧くださいながら、説明させていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。7つの視点の1つ目、「自助・共助・公助の連携による『減災』の推進」です。

四角の線で囲まれた部分が、全文となりますが、地域防災計画の総則に、新たな節をおこし、『減災』を基本方針とする旨を明示します。また、自助とは「自分の命は自分で守ること」、共助とは「共に助け合うこと」として定義し、市民及び事業者等の責務に位置づけ

ます。2ページの中ごろからの、点線で囲まれた部分をご覧ください。新潟市の防災に女性の視点を取り入れるためのワーキンググループの詳細を記載しており、活動結果については、この9月に、篠田市長に面会のうえ、報告をいただいています。当防災会議からは、リーダーを務めていただいた菊野様と鈴木様に参加をいただきました。ありがとうございました。

次に、3ページをご覧ください。2つ目の視点、「命を守る避難行動の実現」です。

要援護者の確実な避難支援に向けて全体計画を策定するほか、水害時の避難を4つの区分で整理し、命を守る行動として周知・啓発していきます。また、避難行動のトリガーとなる避難情報は、迅速かつ確にお伝えする必要があることから、気象台などの専門機関との連携をこれまで以上に強化していきます。さらに、4ページに記載のように、多様な情報伝達ツールを、自動または1回の操作で発信できる一元化システムの運用を、26年度から開始します。これにより、避難時間をより長く確保できるようになり、結果として命を守れる可能性が高まります。

次に、5ページをご覧ください。3つ目の視点、「避難所の運営体制の充実」です。

多様なニーズに配慮した避難所運営と、災害備蓄の充実に向けた取り組みとなりますが、この視点は、先ほどの女性ワーキングの意見を反映しています。すでに形になっているものとして、この8月に、避難所運営マニュアルを「男女のニーズの違い」や「要援護者への配慮」などの視点を取り入れたものに改訂しました。現在は、改訂後のマニュアルをベースとして、それぞれの避難所ごとの運営マニュアルの作成を、施設管理者や地域の皆様と協働しながら進めている段階です。備蓄に関しては、アルファ化米を、一部アレルギー対応に入れ替えるなど、できるものから改善を進めており、今後、公的備蓄のあり方の検討を進めるほか、自助による備蓄の必要性について、市民に訴えていきます。次に、6ページの「避難所開設基準の適正化」です。避難所は、地震などの災害によって、自宅での生活が困難となった方の受け入れを目的としています。今の基準では、「震度4」で、市内の避難所を一斉開設することとなっていますが、現在では、耐震化住宅も普及し、震度4で、倒壊レベルの家屋被害が発生することは、極めて稀であると考えられますので、他都市の状況も踏まえ、表のとおり、「震度5弱以上を観測した区」と見直します。なお、新基準については、周知期間が必要となりますので、平成26年4月1日からの適用とさせていただきます。

次に、7ページをご覧ください。4つ目の視点、「津波対策の推進」です。

津波対策については、これまで、計8回の津波対策専門会議において検討をいただき、最終的に、表に記載の「命を守るための5本柱」と、それに応じた「9つの具体的施策」として取りまとめていただいています。8ページに、委員構成を掲載していますが、当防災会議からは、自治協議会選出の皆様方を中心にご検討いただいています。ありがとうございます。ここで、津波専門会議での今後の検討内容について、説明させていただきます。

資料の参考-1をご覧ください。津波対策専門会議では、①の「新潟市津波避難計画」、②の「地域における津波自主避難マップ作成の手引き」、③の「ハザードマップ」の3つの作成を進めています。最終的には、赤で示している「地域における津波自主避難マップ」

を住民が主体となって作成し、上段の黄色で目標として示している「津波発災時にどのように避難するのかを、市民自身が把握し、実際に行動できる」ことを目指しています。

資料2に戻っていただいて、9ページをご覧ください。5つ目の視点、「原子力事故災害対策の推進」です。

これまで、原子力に関しては、地域防災計画での位置付けがありませんでしたが、福島第一原発の事故を踏まえ、柏崎刈羽を想定した、原子力事故災害対策計画を新設します。計画は、予防対策、応急対策、復旧対策で構成をしています。ただし、(3)の「今後の対応」に記載のとおり、今回の見直しでは、具体的な避難計画の策定に至っていません。避難に関しては、他市町村や他県を含めた広域的な調整が必要となりますので、現在、県が主体となってワーキンググループを設置し、「広域連携の在り方」を検討中です。避難計画は、このワーキンググループでの検討結果と、暫定版「実効性のある避難計画」をもととして、第2段階として策定していきます。なお、資料の参考 - 2で、計画のポイントを整理していますので、参考にいただければと思います。

次に、10ページをご覧ください。6つ目の視点、「被災時でも業務を継続できる体制づくり」です。

被災時での早期における行政機能回復のため、「業務継続計画」、いわゆるBCPを策定していきます。また、他都市の応援や、ボランティアの受け入れをスムーズに行うための体制づくりを進めるほか、医療救護活動の実効性を確保するために、保健所長をコーディネーターとする災害医療コーディネート体制を構築します。

次に、11ページをご覧ください。7つ目の視点、「復興を速やかに実現させるための体制づくり」です。

「大規模災害からの復興に関する法律」の趣旨を踏まえ、本市が壊滅的なダメージを受けた場合の、新たなまちづくりに向けた枠組みを、あらかじめ、地域防災計画に規定するものです。

7つの視点に関しては、以上となりますが、東日本大震災以降、災害対策基本法が2度にわたり改正されましたので、その趣旨と今回の修正案への反映状況について、簡単に触れさせていただきます。資料3をご覧ください。

災対法の改正の趣旨は、左側の青い列に記載のとおりですが、基本的には、右側の赤で示されている「7つの視点」に散りばめられる形で、反映をしています。青い列の下の方に、点線で囲んだ「そのほか」の項目につきましては、国のガイドラインが、今後、提示されるものや、県の合同ワーキンググループで検討中のものであり、次年度での見直しを予定しています。

最後に、パブリックコメントの結果です。資料4をご覧ください。

合計で14人の皆様から、計77件のご意見をいただきました。内訳としては、「修正案に関するもの」が39件、要望などの「その他のご意見」が38件でした。また、ご意見を取り入れて原案に反映させたものは、「男女共同参画に関するもの」として14件、「災害時における物資供給に関するもの」が1件でした。2ページに、主なポイントをまとめています。また、3ページ以降で、ご意見の詳細や、市の考え方などをまとめており、こち

らは、当会議にて、修正案をご承認いただいたのち、市のホームページに掲載していきます。

最後に資料5の「新旧対照表」につきましては、パブリックコメントでのご意見を反映させたベースとなっています。

以上で、説明を終わります。ありがとうございました。

(会長：篠田市長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問などがありましたら、ご発言をお願いします。

《発言なし》

ご発言が無いようですので、新潟市地域防災計画の修正について、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

《異議なし》

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとします。

### 3 議事 (2)報告事項 ①防災対策の充実・強化への取組みについて

(会長：篠田市長)

次に、「防災対策の充実・強化への取組み」について、事務局から説明してください。

(事務局：上村防災課長)

資料報-1をご覧ください。点線で囲まれた部分となりますが、新潟市を含め13の関係機関から説明をさせていただきます。私から「所属」と「お名前」をお呼びしますので、上から順番に説明をお願いします。なお、ご質問等は、すべての説明が終了してからとさせていただきますので、よろしくお願いします。

はじめに、新潟市から説明をさせていただきます。資料の①をご覧ください。先ほどの、7つの視点と重複するものは割愛させていただきます。また、「主なもの」を中心とさせていただきますので、よろしくお願いします。

はじめに1ページ、「地域防災力の向上」です。1の自主防災組織については、活動助成制度の見直しを通じて、約6割の自主防災組織が市推奨訓練を実施しています。共助への取り組みが強化されているものと考えています。組織の結成状況としては、全市で554組織、結成率では82.9%となっています。

次に2ページです。1つ目の「情報伝達手段の多重化」です。新たにヤフーと協定を締結したほか、ツイッターの運用を開始しています。また、2の「高所カメラ」についてですが、新たに3か所を増設し、市内全域でのリアルタイムな情報収集が可能となりました。

次に3ページ、「津波対策」です。1の「津波避難ビル」に関してですが、現在97施設を指定しており、表示看板を今年度中に設置していくこととしています。また、地域でも独自に123施設を指定いただいています。

次に4ページの「被災者支援体制」についてです。1から3までは、先ほどの説明と重

複しますので、5ページの4まで飛びます。「福祉避難所」についてです。新たに、特養など4カ所と協定を締結し、全部で65の施設が利用可能となっています。

次に5の「新潟県行政書士会との応援協定」です。発災時における相談窓口の設置や、罹災証明の発行などを支援内容とする協定を、この7月に締結しました。そのほか、民間団体との協定については、表のとおりとなります。

次に6ページ、「市民啓発と防災教育」についてです。1の「避難所の表示板」については、例えば「地震は大丈夫だが、洪水時は利用できない」などの、災害別の避難所指定を進めています。表示看板についても、海拔表示を追加し、架け替えを現在、進めています。次に、3の「シンポジウム」についてです。1月17日（金）に、ご覧のプログラムにて「共助を考える市民の集い」を開催します。お手元にチラシがございますので、ご覧いただきたいと思います。次に7ページ、「防災教育」についてです。(2)の「地域特性に基づく防災教育」は、今年度、初めて、南区の茨曾根小学校で実施したものです。災害時に、「自ら考え、命を守る行動がとれること」を目標としており、来年度は全区においてモデル校を選定し、実施する予定です。次に、「各区の取り組み」です。区の特성에応じて、表に記載のような、地域防災力の向上や意識啓発に向けた取り組みを実施しています。

次に8ページ、「ハード対策」です。1の「耐震化」に関しては、平成25年度、学校施設など72棟の補強工事を実施します。平成27年度末までに、防災上重要な建築物の耐震化率100%を目指しています。2の「橋梁の耐震補強等」については、西蒲区内2カ所の橋梁で、橋脚補強工事などを実施しました。今後も、緊急輸送路上の橋梁を中心に、耐震補強を実施していきます。次に9ページの4、「水道事業」についてです。水道施設の耐震化のほか、災害時における継続的な稼働を確保するため、この8月に横浜市と「燃料供給に関する覚書」を締結しました。次に5の「下水道」についてです。引き続き、幹線管渠の耐震化を進めたほか、下水道BCPを策定しました。次に10ページの6、「非常用自家発電設備」についてです。災害対策センターの機能確保のため、新たに専用の自家発電装置を設置します。次に7の「消防局庁舎の移転・新築」ですが、災害対策センターのバックアップ機能も合わせて整備し、平成27年に竣工の予定です。次に11ページの8「田んぼダム」です。亀田郷をはじめとする土地改良区のご協力のもと、浸水対策として、本市の特性を生かした「田んぼダム」の取り組みを進めています。次に9「民間建築物の耐震化」です。耐震化率90%と目標として、耐震診断や耐震改修などへの補助制度を設け、住まいの地震対策を進めています。

最後に12ページ、「国土強靱化へ向けた新潟の提案」です。新潟は、過去の震災における支援ノウハウや救援拠点としての実績を持っています。また、「首都圏と同時に被災しない」、「首都圏から近く、迅速な対応が可能」といった地理的な優位性も持っています。法律の整備など、国土強靱化の動きが加速する中、今後、避けられないとされている「首都直下」や「南海トラフ」の大地震に対して、新潟は、救援拠点都市としての潜在能力を十分に備えています。インフラ、エネルギー、産業、地域連携の4つの視点による整備について、引き続き、国に訴えていきます。

新潟市からの説明は、以上です。

次に、資料②について、北陸信越運輸局の近田様、お願いします。

(北陸信越運輸局：近田安全防災・危機管理調整官)

北陸信越運輸局の近田と申します。いつもお世話になっております。私どもの取り組みについてご説明させていただきます。

災害時における私ども運輸局の役割は、公共交通機関の早期復旧等の支援、ならびに緊急物資輸送の確保ということになります。当局が直接運送行為を行うものではありませんが、運送事業者を指導・監督する立場から、こうした運送行為の実施がスムーズに行われるための環境整備を行っています。

本日は中越地震を契機に緊急物資輸送体制の確立に向けた取り組みを行いましたので、これをご紹介させていただきたいと思います。資料②をご覧ください。皆様ご存じの通り平成16年10月23日に中越地震が発生し、中越地域を中心に甚大な被害が発生しました。避難者は最大で10万人を超えるような状況にありました。避難者の生活を維持するために食料品や飲料水、日用品という生活物資が必要になりますが、これらに関しては、全国から救援物資が輸送されてきました。ただ、被災地は大変な被害状況であり、公共施設なども被害を受けています。また、体育館などは避難所になっているということで、これらの物資を保管し、荷捌きを行うような施設が不足していたということで、全国から物資は届きますが、これらの物資が円滑に避難所の方にまわらないということで、大きな問題になりました。この写真は、長岡市役所の玄関ロビーになりますが、物資が積み上げられているという形になっています。当然、施設も不足していますし、それらの荷捌き、あるいは保管をするのが、自治体職員やボランティアの皆さんであり、物資に関する技術やノウハウを知らないということで、このような形になっています。

このような混乱があったことから、当時、政府の対策本部から指示を受け、新潟県トラック協会と新潟県倉庫協会に要請を行い、物流専門家と現地と一緒にいき、状況を見ていただきました。そして様々なアドバイスを踏まえ、民間倉庫の借上げ等を行い、新潟県や協会等の連携により、徐々に解決していったという状況にありました。

こうした状況を受け、関係当事者間で、災害時の緊急救援物資の輸送協定が締結されていなかったことが、一つの大きな要因ではないかということで、その後、管内4県の新潟県、長野県、富山県、石川県と、それぞれのトラック協会と倉庫協会に対しまして、協定を結ぶように働きかけを行いました。その際、見本になる協定案を作りまして、働きかけを行っています。その結果、平成17年度中に管内各県において、トラック協会、倉庫協会との間に協定が締結されたという形になりました。この協定のポイントとしては、大きく2つあります。一つは、当時、全国的にはトラック協会と自治体の協定というのはいくつかありましたが、倉庫協会も当事者に入れたということで、これは全国でも初めてのケースでした。もう一つのポイントは、輸送行為や保管行為を行うだけでなく、この物流に関して助言を行う物流専門家の派遣を要請事項に明記したということです。

このような協定があり、その後に発生した中越沖地震、そして東日本大震災に対しては、地震の起きた当日に、物資を輸送するなど、非常に早く連携体制を立ち上げることができ

ました。ただ、今後想定されている「首都直下型地震」あるいは「南海トラフ地震」は、非常に広域的な支援の形になりますが、その際、東日本大震災の時にもありましたが、どの道路が使えるどの道路が使えないのかという道路の啓開情報や、持っていく車の燃料に関する情報も含めて情報提供を行う必要がありますので、今後、関係者や被災地の自治体との連携も含めて、具体的な対応を検討していく必要があると考えています。

以上、運輸局が行った取り組みということでご紹介をさせていただきました。ありがとうございました。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。次に資料③について、新潟港湾・空港整備事務所の山之内様、お願いします。

(新潟港湾・空港整備事務所：山之内副所長)

北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所の副所長の山之内です。防災対策の充実・強化に関する取り組みについて簡単に説明をさせていただきます。

(1)北陸地域の港湾における地震・津波対策の必要性について説明します。①産業・経済活動に係る各港湾の役割として、貿易拡大に対処して港湾整備を推進すること、それから外貿コンテナ取扱量の増大が地域経済の活性化に寄与すること、エネルギー基地としての役割、そして東日本大震災時に新潟港が太平洋側の代替港としての機能を担ったということからも、今後もバックアップ機能を確保していくことが必要であると考えています。そして、②港湾をはじめとする経済基盤の災害対応力強化の必要性として、東日本大震災以降、国内産業・経済活動の維持・発展及び国民生活の安全・安心の確保を図るため、各県が想定地震や津波浸水想定の見直しを行っているところですが、港湾における災害対応能力の強化が必要と考えています。

(2)港湾の地震・津波対策に係る包括的な方針として、「港湾における地震・津波対策のあり方（防災部会答申）」に基づき、北陸地域の状況を踏まえた対策を推進していきます。また、港湾施設や海岸保全施設の耐震性・耐津波性の更なる確保を推進していくとともに、管内主要港湾における港湾BCP（事業継続計画）の策定を支援することにより、災害対応力の強化を図っていくこととしています。ちなみに新潟港のBCPの策定については、新潟県や関係団体との協議会を本年3月に設置しました。そして来年は2月、3月と2回の協議会を開催し、新潟港の港湾BCPの策定を予定しています。

続いて裏面となりますが、当事務所が所有している大型浚渫兼油回収船「白山」を紹介させていただきます。この「白山」は年間を通じ新潟港や河口の土砂の浚渫を行っている船舶です。東日本大震災の翌日には新潟港を出港し、岩手県宮古港に米、水、毛布、A重油といった緊急支援物資の輸送を実施しました。その後も宮城県石巻港や岩手県久慈港に医薬品や食料等を輸送しました。こういった災害対応力の強化のため、写真にもごさいますように①清水・燃料油の送料能力の増強を図るとともに、人海戦術で物資の積み下ろしを行った東日本大震災の反省を踏まえ、②物資搭載用クレーンの増設を行いました。



簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。次に資料④について、新潟地方気象台の安藤様、お願いします。

(新潟地方気象台：安藤台長)

新潟地方気象台の安藤です。どうぞよろしく申し上げます。日頃から、気象業務にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

気象庁では、今年の 8 月 30 日から「特別警報」の運用を開始しました。これまで、気象庁では、大雨などにより重大な災害が起こるおそれがあるときに「警報」を発表して警戒を呼びかけてきました。この「特別警報」は、警報の基準をはるかに超えるような現象が予想され、重大な災害が発生する危険性が非常に高まった場合に発表します。特別警報は、大雨などの気象、津波、火山噴火、地震を対象として発表しています。「特別警報」の発表基準などについては、お手元のリーフレット、あるいは気象庁のホームページで解説していますので、是非ご覧いただきたいと思えます。

新潟県における大雨の「特別警報」級の事例としては、記憶に新しい「平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨」が該当します。「特別警報」を開始するにあたり気象業務法が改正され、市町村は「特別警報」発表時に周知の措置が義務化されました。新潟市におかれましては、これまで以上に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。また、「特別警報」の発表基準の策定にあたりましては、気象庁からの照会に対し短い期間でご検討いただき、ご了承いただきました。併せて御礼申し上げます。

さて、「特別警報」運用開始後も、従来からの注意報、警報といった気象情報については何ら変更ありません。「特別警報」が発表されるような事態では、すでに災害が発生していたり、避難などの対応が困難になっているということが十分想定されます。大雨などの場合は、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報などを活用して、早め早めの行動をとっていただくことが重要です。

地域の防災・減災に向けて、「特別警報」を含めた防災気象情報を有効にご利用いただくためには、新潟市をはじめ、本日ご出席の防災関係機関の皆様、さらには住民の皆様、情報の中身や内容を十分にご理解いただくことが必要であると考えております。気象台として、気象情報の周知・広報に努めてまいります。改めて、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。私からは以上です。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。次に資料⑤について、新潟国道事務所の樋口様、お願いします。

(新潟国道事務所：樋口副所長)

北陸地方整備局新潟国道事務所副所長をしている樋口です。私どもが実施している取組みを3つほど説明をさせていただきます。

表面の2点については東日本大震災、主に津波を受けて取り組んだ事例です。まず、海拔表示シートの設置については、先ほどの新潟市の事例と同様ですが、当事務所が管理する7号、8号、49号、116号の4路線について、昨年の12月までに、全体では451枚となりますが、新潟市内では222枚を右の写真にあるとおり、車からも見えやすい「整数表示」ということで設置させていただきました。

次に「緊急避難階段の設置」ということで、阿賀野川右岸側（阿賀野川ふれあい公園）に津波から緊急に避難できるよう上流・下流の2か所に、平成24年3月までに設置しました。また、設置したことを周辺住民に周知しました。今後、防災訓練等で活用いただきたいと考えています。

裏面に移りまして、3点目ということになりますが、これが一番紹介したい取組みです。「橋梁の耐震補強の実施について」ということで、東日本大震災の前の平成7年1月に発生した阪神淡路大震災を受けて、逐次橋梁の耐震化に取り組んでおります。右上の表になりますが、当事務所では新潟市内170橋の管理を実施しています。落橋防止措置（震災時に橋が落ちないようにする措置）としては、3カ年プログラムとして100%対策を完了しています。今現在、阪神淡路大震災級の地震が発生しても橋梁が損傷しないようにということで、対策必要橋梁として、主に緊急輸送路等から選定した15橋について、耐震化措置を実施していますが、対策が完了している橋梁は5橋で、33%の達成率となっています。そのほか、左側に記載をさせていただいておりますが、24年度から「平成大橋（上・下）」と「切尾橋（上）」について耐震補強工事を実施しており、この3橋の対策が完了すると8/15となり、50%以上の達成率となります。

下の方に参考資料となりますが、東日本大震災における橋梁の耐震補強等による効果を記載させていただいております。実際に耐震補強を実施している左の国道45号の写真でわかるよう「震度6弱」でも損傷はありませんでしたが、一方で、右の写真にあるとおり、耐震補強が未実施の場合は、「震度6弱」よりも揺れが弱い「震度5強」でも橋脚の一番大切な根元の部分が損傷しているということがわかります。このように時間と労力を要しますが、橋梁の耐震補強に我々は重点的に取り組んでおります。以上で、紹介を終わります。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。次に資料⑥について、信濃川下流河川事務所の内藤様、お願いします。

(信濃川下流河川事務所：内藤調査設計課長)

信濃川下流河川事務所調査設計課長の内藤と申します。どうぞよろしく申し上げます。

資料⑥の表面をご覧ください。左上に信濃川下流河川事務所が管理する信濃川の全体図が出ています。当事務所は、「燕市で分派したのちの信濃川」と、また関屋分水でも分派す

ることとなりますが、この「関屋分水路」を合わせた約 60 キロメートルの河川を管理しています。表面で示させていただいたものは、現在、新潟市内で実施している主な事業を紹介しているものとなります。

まず、①②河道掘削ということで、「関屋分水路」「上八枚地区（南区）」を紹介させていただきます。平成 16 年にも「新潟・福島豪雨」があり、洪水が起こり、上流部の三条市、見附市等で甚大な被害が発生しました。それを契機に信濃川下流では一部の地域を除き堤防が完成している状況になっています。そういった中で、平成 23 年 7 月の「新潟・福島豪雨」が起きました。このときは堤防が決壊し、氾濫するといった事態はありませんでしたが、堤防がもつ「計画高水位」を超過する水位を記録し、堤防が非常に危ない状態になっていました。具体的には②の上八枚地区（南区）から三条市くらいまでの区域がそれに当たります。一方、新潟県が管理する中ノ口川についてですが、中ノ口川についても信濃川の合流部に近い部分で、堤防の天端まで水位が迫ったという非常に危険な状態にありました。水位の高い状態は堤防には好ましくない状態ですので、水位を下げるための工事を実施しております。関屋分水路にしても上八枚地区にしても川底を掘ることによって、河の流れをスムーズにし、水位を低下させるといった工事を実施しています。

続いて③の堤防の耐震対策についてです。東日本大震災では地震による振動で液状化し、多くの堤防が被災しました。昭和 39 年の新潟地震でも信濃川河口付近で、液状化による、堤防の亀裂等の被害が発生しました。これを踏まえ、大規模地震発生時にも堤防機能が適切に発揮されるよう信濃川河口の耐震化、液状化対策を実施しているところです。図中で赤と緑で示させていただいておりますが、緑が工事完了区間で、赤が工事实施中の区間となります。

続いて、④海岸事業です。新潟海岸の金衛町工区の整備状況についてです。海岸侵食や風浪災害への対策として、人工リーフやヘッドランド、養浜等の整備を実施しているところです。以上が工事等での災害への対応状況について説明をさせていただきました。

次に裏面に移りまして、地域防災力向上に向けた新たな体制を発足しましたので、紹介をさせていただきます。平成 23 年 7 月の新潟・福島豪雨後の対応として、流域内の各機関の賛同を得て、既存の組織を発展する形で「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」を平成 25 年 5 月 31 日に発足させていただきました。会長には篠田市長にご就任いただき、信濃川下流域内の 9 市町村長様と新潟県防災局長様、農地部長様、土木部長様、農林水産省北陸農政局整備部長様、そして私どもの北陸地方整備局河川部長で、協議会の本会が構成されています。本会での各種指示による検討を行う幹事会も設置されており、そして本会、幹事会に様々な助言をいただくための協力学識者の方々も 14 名います。具体の検討は黄色の枠に赤字で示させていただいておりますが、効率的に地域防災力を向上させる治水方策を推進するために、具体的な治水対策を策定し、その後のフォローアップを行うということです。現在検討中、また今後検討させていただきたいと考えているものが、その下「効率的に地域防災力を向上させる治水方策の進捗状況の各機関との共有」や「洪水ハザードマップの作成の手引き（改定版）」に基づくハザードマップ作成・見直しへの支援、また地域の状況を踏まえた避難計画の立案等の内容を検討し、地域の防災力の向上を目標

に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。次に資料⑦について、阿賀野川河川事務所の日野様、お願いします。

(阿賀野川河川事務所：日野事業対策官)

事業対策官の日野と申します。よろしくお願いします。

阿賀野川河川事務所の防災対策の取組みについて4点、説明をさせていただきます。左側の「河口部耐震対策」として、堤防の液状化対策に平成24年度から重点的に実施しています。現在未実施の部分は赤で示した部分となっておりますが、今年度中の完了に向け工事に取り組んでいます。

次に右側の「漏水対策」についてですが、これは約300年前の図面となっております。薄いブルーになっている部分が阿賀野川となりますが、蛇行していたことがわかります。現在の河道に対し、旧河道が堤防の下を通っているというところがあり、そこを重点的に漏水対策を実施していきます。

次に「公式ツイッターによる防災情報の発信」ということで、昨年からは阿賀野川河川事務所ではツイッターによる情報発信を実施しており、台風到来時や工事状況、阿賀野川の風物関連などを発信しています。

最後に、平成26年度に北陸地方整備局の大規模な水防演習が阿賀野川河川敷で行われます。場所は、安田橋のところとなります。新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町の4市町で、水防技術の向上はもちろんですが、民間企業の参加を募り、地域防災力の強化を図ることが、この水防演習の目的としています。以上です。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。次に資料⑧について、新潟地域振興局の高橋様、お願いします。

(新潟地域振興局：高橋地域整備部長)

新潟県の新潟地域整備部長の高橋でございます。よろしくお願いします。

県地域振興局の取組みということで、代表的なハード整備3件について紹介をさせていただきます。一枚目、先ほど信濃川下流河川事務所さんからお話がありました、中ノ口川の河川改修についてです。これについては、堤防の高さ不足、断面不足、いわゆる「カミソリ堤」ということで課題が指摘されていますが、平成16年、23年の洪水により、水位が上昇し、堤防の高さ不足、漏水が非常に深刻となりました。最も深刻な区間ということで、この図面では左側が下流となり、大野大橋の先が信濃川との合流部分となりますが、合流部分から右の「高井橋」までの間の改修を進めているところです。現在の状況については、右下の断面図をご覧ください。白い部分が既存の断面で、主に嵩上げをして堤防を

高めるというものが緑の部分であり、さらに堤防の幅を確保し漏水にも対処するというのが青の部分になります。河川の図面に戻っていただき、大野大橋から右の1.9Kmの黒の部分については工事が完了している部分で、また右にいていただき、一番深刻であった高井橋前後の部分についても工事が完了しているということになります。現在は塩俵橋から高井橋までの間の堤防について、平成24年から28年までの間に、堤防の高さを確保するための工事（緑）を進めているところです。ただ、この区間の青い部分については、人家連担部分で、右側の写真に見られるように、堤防に人家が迫っている部分が多くあり、堤防を広げるためには、家屋移転等が必要となりますので、漏水等による緊急度の高い地区から順次、用地交渉、用地買収等を行っていきたくと考えています。現在、山崎興野地区については関係者約20名と補償物件33棟の境界確定や測量等を行っています。また、すぐ上流の高井興野地区についても、平成24年、25年6月までの短期間に関係者25名、補償物件29棟ということで、契約を締結させていただいて準備を進めているところです。これについては地域の皆様に多大なご協力をいただき、南区関係の皆様におかれましては厚く御礼申し上げます。

次に一枚めくっていただきまして、福島潟の河川改修事業についてです。福島潟につきましては平成10年8月の洪水を契機に整備を進めてきました。福島潟は上流から大小18本の河川、あるいは排水路から水が流入して、写真左下の新井郷川に流下していますが、これを左にある福島潟放水路という、東港への人工の放水路を掘り、早く海に水を出すということで、平成10年の災害を契機に事業を進捗させ、工事についてはすでに完了しています。今後は、放水路の機能をさらに高めるため、潟の周囲に堤防を築いて、水位を高め、一気に海に流す方法で洪水対策を進めようということで、現在①～⑤にあるとおり、潟の拡大、承水路の拡幅、沈砂池の整備、湖岸堤整備、福島潟水門の工事を進めているところです。最後にあげさせていただいた福島潟水門が完成すると新井郷川本川への流入量を抑えることができ、平成10年8月に大きな被害が出た豊栄市街や早通地区の浸水対策に役立つものと考えています。

最後に烏屋野潟の整備についてです。烏屋野潟も同じように築堤をして、周囲に浸水しないようにということで、平成10年8月から事業を進めています。ようやく潟の土地の公図が確定したということで、これから整備に入るところです。烏屋野潟整備実施計画策定にあたり、中央区自治協議会から様々なご協力をいただき、地元の関係機関や環境団体を含め、説明をさせていただき、その結果、赤色部分の築堤と、断面については下に示してある通り余裕高80cmを加えた堤防の整備をするということでご了承いただきました。今後実施測量や用地交渉を進め、工事に入っていきたいと考えています。

新潟県としては、中ノ口川、福島潟、烏屋野潟を非常に重要な治水事業と認識しており、予算を投入し進めていきたいと思っておりますので、地域の皆様にはご協力をお願いしたいと思います。以上です。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。次に資料⑨について、NTT新潟支店の佐野様、お願いします。

(東日本電信電話(株)新潟支店：佐野支店長)

NTT東日本新潟支店長の佐野でございます。よろしく申し上げます。日頃、通信事業に関する安全かつ健全な運営に関し、ご理解、ご配慮、ご指導を賜りありがとうございます。当社が今の通信事業のすべてを表すということではありませんが、インフラを多数保有する企業として、取組みを説明させていただきます。

日頃、災害に備え、BCP（事業継続計画）をはじめとする規約の制定や防災関係機関の皆様との協働演習に参加させていただき災害に備えています。本日は、東日本大震災の教訓を踏まえた取り組みということで、比較的わかりやすいところをピックアップしましたので、3点ほど説明をさせていただきます。

1点目は表面の下の部分となりますが、通信ビルの停電対策、水防の強化についてです。新潟市内に複数、県内に多数の通信ビルを保有しており、これ以外にもケーブル設備等を多数保有しています。これらの施設・設備に対して日頃から、機能維持に不可欠な電源の確保として、全通信ビルに対してバッテリーや非常用発電機を設置し、停電対策を施しています。これと同時に地震、水害や火災に対する防護措置をとっております。右下の写真をご参考いただきたいと思います。これに加え、東日本大震災の教訓を踏まえ、広域で長時間の停電が発生した際の対策をとらなければならないと考えています。一つのビルだけが動いていてもネットワークとしては機能しませんので、市内、市外も含めた非常用発電機設置ビルの追加等を施しています。一番大切なことは、停電の際、燃料がなければ非常用発電機等の設備を動かすことはできませんので、関係機関の皆様のご協力を得て、燃料確保の取組みを推進しています。

続いて裏面をご覧ください。2番目の非常時における情報連絡手段の確保をあげさせていただきました。左側にあるように、学校、自治体等の避難所になりうる施設に対し、日頃は電話機をしまっておく「特設公衆」や、インターネットが普及してから20年、また同じく携帯電話の普及も同様ですが、皆様が保有する情報機器を日頃と同様に使えるような設備として、Wi-Fiの「スポットエリア」の整備を進めています。併せて、右側にありますが、大規模災害時には、被災地への問い合わせやお見舞いの声が殺到することとなり、重要な通信の確保に支障をきたすことが考えられることから、電話による問い合わせをなるべく避けてもらうために、「災害用伝言板」のWeb版を運用しています。特に東日本大震災以降は、「多言語化」に取組み、従来は日本語のみでしたが、英語、韓国語、中国語での対応を可能にしたほか、伝言の登録件数や保存期間の拡大といった機能強化をはかりました。

3つ目に災害対策機器の充実ということで、簡単に申し上げると、通信の本格的な復旧ということになると、特に「孤立エリア」などについては、非常に時間を要することになりますので、簡易に運べる可搬型（ポータブル）のものを複数用意して、必要場所に設置し、通信を確保していくということを考えています。

これからも一層の安全・健全な運用に努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしく  
お願いします。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。次に日本赤十字社新潟県支部の江口様、お願いします。

(日本赤十字社新潟県支部：江口事務局長)

日本赤十字社新潟県支部の江口でございます。日頃から皆様方には日本赤十字社に対し、  
ご理解とご協力、ご支援を賜りまして、この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございます。  
資料はございませんが、赤十字の防災対策の充実・強化に関する取組みについて、説明をさせて  
いただきたいと思います。

一つには、災害救助法にあるとおり、法的に日本赤十字社の役割として災害救護が位置  
付けられており、一つの大きな使命であると認識しています。ただ、近年の災害は規模が  
大きくなってきており、一つの県支部だけではなかなか対応しきれないものが出てきてい  
ます。新潟県は関東ブロックに入りますが、このブロック全体で災害対応をしていく必要  
が出てきています。したがって、このシステムづくりとして、県支部から何名だせるのか、  
また赤十字の病院から医療スタッフはどれくらいの期間派遣できるのかといったことをブ  
ロック内で構築をしています。今年ありました伊豆大島の災害につきましても、東京都支  
部管内ではありますが、都支部だけでは対応できませんので、特に災害が長引けばスタッ  
フの疲労もでてきますので、近接の山梨、神奈川、千葉等からも応援がなされる形となっ  
ています。こういった組織を挙げてのシステムづくりが第一であります。

もう一つは東日本大震災を契機としたものですが、救護機器の整備が必要であること。  
特に大事なことは確実な情報伝達手段の確保です。簡単に申し上げますと、衛星携帯電話  
の整備、本社としては全国的に進めています約 200 台の整備を平成 24 年、25 年の 2 か  
年で行っています。県支部にも割り当てがきていまして、可搬型、車載型合わせて 5 台が  
設置されています。もう一つは機動力。何があっても足が無ければ現地に行くことはでき  
ません。したがって車両の整備として約 80 台、トラック、ドクターカー、救急車等です  
が、これについても 2 か年で整備しています。県支部にも 2 台が整備されています。さら  
に現地で必要なものは、建物倒壊時には医療行為ができない場合がありますので大型のテ  
ント、このスペースの半分くらいの救護用テントの整備も行っていまして、県支部にも 2  
基の大型テントが整備されることになっています。

こうした形で、ハード・ソフト両面に対応をしてきているところであります。今後も体  
制整備等について取り組んでいくということを聞いておりますし、我々もそうしなければ  
ならないと考えています。今後ともご支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。次に資料⑩について、東日本高速道路の清田様、よろしくお  
願ひします。

(東日本高速道路(株)新潟支社：清田新潟管理事務所副所長)

東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所副所長をしております清田と申します。災害対応力の向上に向けた取り組みということで説明をさせていただきます。

当事務所では、新潟県的高速道路として 430Km の中で実施した対策事例と今後の予定、また本年 10 月に開設した「管制センター」について説明します。

はじめに災害に強い道路ネットワークの確保の取り組み事例についてですが、先ほども説明にありましたが、耐震補強として道路構造物、特に橋梁の橋脚部分で対策を進めています。旧要領に基づいて設置していた橋脚、新潟県内に 690 橋ありましたが、すべての橋脚の補強が完了しています。今後はそれ以外の橋脚の補強について検討をしていきます。また、大雨や台風等でも道路排水機能を確実に確保するために、法面の排水設備の清掃や補修を実施しているところです。さらに発災時にいち早く被災状況を把握することを目的に、無人飛行機やヘリコプターを使用した撮影に関する協定を民間会社と締結したところです。

裏面に移っていただき、今後の予定でございますが、発災時の防災拠点の整備として、サービスエリアやパーキングエリアの広場を活動拠点として使えるように対策を検討していきます。また自家発電設備等の整備についても検討をしていきます。拠点イメージとして平成 16 年の越中地震の際に越後川口サービスエリアでの自衛隊の活動風景(写真)を掲載しています。また津波対策強化についてですが、津波避難施設ということで、高速道路を避難スペースとして使用できるよう、今後関係市町村と検討していく予定にしています。

最後になりますが、本年 10 月 16 日に、黒埼にあった道路管制センターを新潟亀田インターに移設しました。この新しい管制センターについては建物も設備も耐震補強や免震装置設置、さらには電源の 2 重補強等を施しています。この管制センターにて交通管制や設備監視等を行っています。電力供給がストップした際に、通常据え置き型の発電機を設置しておりましたが、長時間使用による故障等のバックアップとして、移動用発電機も設置しました。また東日本大震災の際に通信の断絶で拠点間の情報共有ができなかったことを教訓に、管内から他支社との広域バックアップを行うために光通信ケーブルを日本海側にも設置しました。これには国土交通省様の保有の光ケーブルのご協力をいただいておりますが、情報が途切れることが無いよう、バックアップルートを整備しました。さらに設備の水害対策についても取り組みました。簡単ですが、以上になります。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。次に資料⑫について、東北電力の大橋様、お願いします。

(東北電力(株)新潟営業所：大橋所長)

東北電力新潟営業所の大橋と申します。どうぞよろしく申し上げます。本日は資料として A4 のペーパーと東北電力の CSR レポートを用意させていただきました。

まず、A4 のペーパーをご覧ください。東日本大震災の被災状況ということで説明をさせ



ていただきます。3月11日に地震、そして津波により、太平洋側の火力発電所、原子力も含みますが、多くの発電所が停止しました。火力発電所については津波の影響でほとんどが運転できない状況となりました。そして太平洋側の発電所が止まったことにより、日本海側の一部の発電所も止まってしまうという状況になりましたが、東新潟火力及び新潟火力は稼働出来ていたため、電力供給に支障はきたしませんでした。下の部分に移りますが、発電所以外の送電設備、変電設備、配電設備それぞれが広範囲に渡り被害が発生し、これに伴い東北地方の広い範囲で停電が発生しました。裏面をご覧ください。停電発生以降、復旧作業を行ってきたわけですが、3月11日15時44分に最大約466万戸の停電が発生し、3日後の3月14日にはその約80%の停電が解消し、8日後の3月19日には約94%で停電が解消されました。そして6月18日には復旧作業に着手可能な地域の停電はすべて解消ということになりました。復旧作業に着手できない地域については電気を供給することはできない状況が続きました。今後、地震に限らず、自然災害による停電の早期の復旧ということが求められますので、現在対応能力の向上に取り組んでいるところです。そのような中で早期復旧を進めるという観点で、陸上自衛隊東北方面隊、そして東部方面隊との協定を締結しまして、様々な情報交換、定期的な会合そして訓練を実施していく予定にしています。以上が説明の内容となりますが、お手元の「NOW（CSRレポート）」に被災した原町火力発電所の復旧作業を記載した記事がございますので、参考にご覧いただきたいと思っております。以上です。

（事務局：上村防災課長）

ありがとうございました。最後に資料⑬について、北陸瓦スの山田様、お願いします。

（北陸瓦斯株新潟支社：山田供給管理グループマネージャー）

北陸瓦斯新潟支社供給管理グループの山田と申します。日頃、当社の都市ガス事業について、ご理解とご協力を賜りまして、ありがとうございます。

私どもの対策は、「地震と都市ガス」という緑色のパンフレットをご用意させていただきました。これを使って概要を説明させていただきます。詳しくはお時間があるときにお読みいただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、私どもといたしましては、「設備対策」、「緊急対策」、「復旧対策」この3本柱で取組みを展開しています。

まずは「設備対策」についてですが、4ページをご覧ください。右側に耐震性の高いガス導管とありますが、耐震性の高いガス導管への入れ替えを順次進めています。下側の写真で「ポリエチレン管」という黄色いパイプがありますが、これが耐震性の高いパイプになりますし、耐腐食性にも富んでいるものです。具体的にはネズミ鋳鉄管という古いパイプになりますが、このパイプの入れ替えについては2015年度、再来年度になりますが、もう一つは、白ガス管という比較的細いパイプになりますが、これについては、2020年度までに全て入れ替える計画となっています。よってまだ、経年管の入れ替えということで新潟市内各地で入れ替え工事が発生してきますが、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

続いて「緊急対策」についてです。7ページをご覧ください。当社は二つの大きなシステムを持っており、まずは「地震時緊急遮断システム」についてです。8ページに新潟市内の供給エリアを図式に表したのがあります。AブロックからKブロックまでの全部で13のブロックを作っています。1ブロックあたり20,000軒から30,000軒という形になりますが、万が一大きな地震が発生した場合に、被害が大きいと予想される地域への供給を遠隔で止めてしまうというものです。比較的被害が少ない地域については、供給を継続させるということで、地域をブロック化しています。阪神淡路大震災の経験を踏まえまして、平成13年からこのシステムの構築を始め、平成21年10月に稼働しました。また、当社は長岡、三条についても供給エリアがありますが、ここについては平成24年12月に本システムの運用を始めました。一枚めくっていただき9ページになります。もう一つのシステムとしまして、「生産・供給監視システム」というのがあります。下に概要図があります。私どものガスホルダー、ガスタンクといった方がわかるかと思いますが、そういった主要な施設にガスの圧力や流れる量を遠隔で監視しています。そこからでる地区整圧器というものが、市内に120か所程度ありますが、ここの圧力等を全箇所遠隔監視できるように次年度以降、順次設置箇所を拡大させていきます。

続いて3つ目の「復旧対策」についてです。11ページ以降になりますが、中越地震の際には長岡で供給停止がありました。また、中越沖地震や東日本大震災の際には各地方の事業者へ復旧応援ということで活動してきました。そういった知識や技術といったノウハウを技術センターという施設がございますので、ここでの訓練をとおして、今後これからの人たちへの技術の伝承ということで取り組んでいるという状況です。

今後もこの3本柱を展開することでより、一層保安の強化に努めていきたいと考えています。北陸瓦斯からは以上です。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。関係機関の取り組みに関する報告は以上です。

(会長：篠田市長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問などがございましたら、ご発言をお願いします。

《発言なし》

### 3 議事 (2)報告事項 ②新潟地震50周年事業について

(会長：篠田市長)

次に、2つ目の報告事項、「新潟地震50周年事業」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：上村防災課長)

資料報-2「新潟地震50周年事業について」をご覧ください。

	<p>こちらの事業については、昨日、実行委員会が立ち上がっております。</p> <p>実行委員会のメンバーは、資料2枚目にあるとおりです。また、下の方にあるとおり、防災関係機関やライフライン事業者、各種学会などの皆様には、協力団体として様々なご協力をお願いしていく予定です。詳細は後日ご案内させていただきますので、よろしくお願い致します。</p> <p>続いて、3枚目の「事業概要」をご覧ください。黄色に塗られた部分は、先ほどの「共助を考える市民の集い」をキックオフとして、50周年記念誌の発行や、6月14日の防災フェア、15日のシンポジウム、16日の全市の小中学校におけるシェイクアウト訓練などを実施します。さらに、下のピンクの部分となりますが、「今、同じ規模の地震が起きた時、新潟のまちはどうなるのか。これまでどのような対策をとってきたか。どのような行動をとるべきか。」このような観点から、現状の課題や今後の対策を発信し、共有することで、新潟の安心・安全の土台づくりに結びつける機会にしたいと考えています。皆様のご協力をよろしくお願い致します。</p> <p>説明は以上です。ありがとうございました。</p> <p>(会長：篠田市長)</p> <p>ただいまの説明について、ご意見・ご質問などがございましたら、ご発言をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">《発言なし》</p> <p>よろしいでしょうか。そのほかに、全体を通して、何かご意見などありましたら、ご発言をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">《発言なし》</p> <p>4 閉会</p> <p>(会長：篠田市長)</p> <p>ほかに無いようですので、本日の議事を終了させていただきます。以上で平成 25 年度新潟市防災会議を閉会します。大変ありがとうございました。</p>
傍聴者	なし
報道機関	4 社